

『速旅 ふじのくに静岡ドライブプラン』 利用規約

〈発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース〉

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と、別表1-1に定める対象施設で利用できる、株式会社ピカが発行する「ふじのくに静岡観光レジャー共通券」（以下「レジャー共通券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社および株式会社ピカが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカードならびに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社および本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等および普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2022年1月5日（水）から2022年12月25日（日）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、レジャー共通券は本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に引換えすることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体的な期間は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 三 株式会社ピカが別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせしま

す。)

2 往路通行(第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア(第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。)内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行(同項第三号に定める「復路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランへの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者(以下「申込者」といいます。)が会員登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書(以下「申込確認書」といいます。)をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)」(以下「会員マイページ」といいます。)上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。

4 レジャー共通券料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は、施設利用日に引換場所にて、インターネットに接続可能なスマートフォンまたはタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効で

す。

(レジャー共通券の引換え及び利用方法)

第8条 お申込み時に登録した施設利用日に、別表1-2および申込確認書に記載の引換施設でスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書をご提示いただき、スタッフの指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。スタッフが画面認証を確認しましたら、レジャー共通券を引換えいたします。

2 本プランのご利用には、スマホ・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書の提示のみではレジャー共通券を引換えることはできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順もしくは第一号、第三号の順の通行または第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表2に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路および一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表3に定める対象区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出および再流入をした場合は、流出および再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路および一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出および再流入をした場合は、流出および再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、または周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出または流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行または復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出および再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出および再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通

常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始および終了)

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前または利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものとします。

(高速定額利用の利用方法)

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン(レバー)」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。

(料金および請求)

第12条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とレジャー共通券料金を分けて請求いたします。なお、レジャー共通券にかかるクレジットカードの明細書上の利用日付は、実際の利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社またはETCカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
 - 3 申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
 - 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外および無効）

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
 - 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
 - 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入および出口インターチェンジを流出したとき
 - 四 復路通行において、利用可能期間に入出口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき
 - 五 往路通行、周遊通行または復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行または復路通行の途中で流出および再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
 - 六 往路通行または復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
 - 七 往路通行または復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
 - 八 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 申し込み時に登録したETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること
- 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(レジャー共通券引換の拒否)

第15条 次の各号の一に該当するときはレジャー共通券への引換をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 スマートフォンまたはタブレット端末の紛失、故障、電池切れまたは通信不能等により申込確認書の確認および第8条第1項に定める画面認証ができないとき
- 三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォンまたはタブレット端末を用いた画面認証による方法以外でレジャー共通券の引換を受けようとしたとき
- 四 第8条第1項に定めるスマートフォンまたはタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書もしくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合または既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき
- 五 引換場所以外の場所で引換を受けようとしたとき
- 六 すでに引換を行っているとき
- 七 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 八 第16条に定める解約を行ったとき（なお引換をした場合は、レジャー共通券料金を請求します）

(解約等)

第16条 本プランは、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトで解約することができます。この場合、高速定額利用又はレジャー共通券のいずれか一方のお申し込みのみを解約することはできません。

- 2 前項に基づく解約が行われなくても、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める解約がなされたものとします。
 - 一 往路通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えも行わなかった場合は、高速定額利用及びレジャー共通券のどちらのお申し込みも遡って解約がなされたものとします。
 - 二 往路通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えを行った場合は、高速定額利用のお申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。
- 3 往路通行を行った場合は、第8条に定めるレジャー共通券引換の有無にかかわらず、レジャー共通券料金の払戻しをいたしません（当社または株式会社ピカの責による場合を除きます。）。ただし、レジャー共通券の引換を行わず、かつ当社公式WEBサイト上の問合せフォームまたは電話にて当社お客さまセンターへその旨の申し出をいただいた場合に限り、申込者の指定する住所（ただし日本国内に限ります）に株式会社ピカからレジャー共通券を配送いたします。この場合の配送費用は、申込者のご負担となります。また、申し出の有効期間は施設利用日から2か月間、配送するレジャー共通券の有効期間は発送日から2か月間とします。
- 4 往路通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

(個人情報保護および提供)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

3 当社は、第8条に定めるレジャー共通券の引換の手続きに必要な範囲内で、株式会社ピカおよび引換場所に対し、第6条第2項に定める申込情報とともに申込者の氏名を提供いたします。なお、申込者より第16条第3項に定めるレジャー共通券の配送の依頼があった場合、配送手続きに必要な範囲内で、株式会社ピカに対し、申込者の住所、電話番号を追加で提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき
- 四 通行止めまたは渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1-1: レジャー共通券対象施設

	利用対象施設名	利用対象サービス	レジャー 共通券引換	備考
1-1	ぐりんぱ	施設利用代等	対応可	2022 年春営業再開予定
1-2	スノーパーク イエティ	施設利用代	対応可	2022. 3. 27 まで利用可能
2	森の駅 富士山	土産物代	対応可	
3	三島スカイウォーク	施設利用代等	対応可	大人: 2 枚迄、中高生: 1 枚迄、 小学生: 使用不可
4	伊豆フルーツパーク	飲食代等	対応可	昼食・フルーツ狩りは要予約
5	まかいの牧場	施設利用代等	対応可	
6	COW RESORT IDEBOK	飲食代	対応可	
7	レストイン時之栖	宿泊代等	対応可	宿泊は別途申込必要
8	水中楽園 アクアリウム	施設利用代等	対応可	
9	茶目湯殿	施設利用代等	対応可	18 歳未満の入館不可
10	御殿場高原ホテル	宿泊代等	対応可	宿泊は別途申込必要
11	ホテル時之栖	宿泊代等	対応可	宿泊は別途申込必要
12	バイキングレストラン 「麦畑」	飲食代	対応可	
13	地ビールレストラン 「グランテーブル」	飲食代	対応可	

別表 1-2: 申込確認書からレジャー共通券への引換対応施設

施設名称	住所
ぐりんぱ	静岡県裾野市須山字藤原 2427 (2022 年春営業再開予定)
スノーパーク イエティ	静岡県裾野市須山字藤原 2428 (2022. 3. 27 まで利用可能)
森の駅 富士山	静岡県裾野市須山字浅木地内
三島スカイウォーク	静岡県三島市笹原新田 313
伊豆フルーツパーク	静岡県三島市塚原新田 181-1
まかいの牧場	静岡県富士宮市内野 1327-1
COW RESORT IDEBOK	静岡県富士宮市人穴 728
レストイン時之栖	静岡県御殿場市深沢字前野原 180-1 (東名上り足柄 SA)
御殿場高原時之栖 (水中楽園 アクアリウム・ 茶目湯殿・御殿場高原ホテル・ホテル時之栖 ・バイキングレストラン「麦畑」・地ビールレ 스토랑「グランテーブル」)	静岡県御殿場市神山 719

別表2：料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア	周遊 エリア	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	レジャー共通券 引換日（注1）
レジャー共通券 (3,000円分) 首都圏→ 河口湖・沼津・箱根 周遊	①	A	<u>6,100円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,100円 [レジャー共通券] 3,000円	<u>5,400円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,400円 [レジャー共通券] 3,000円	お客さまが指定する 利用開始日から 連続する 最大2日間	左記の高速定額 利用可能期間の うち1日

注1 第16条第3項に記載の場合を除く

別表3：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京IC(※1)、東名川崎IC、横浜青葉IC/JCT(※1)
	中央自動車道	高井戸IC(※1)、調布IC、府中スマートIC、国立府中IC

※1 東京ICと高井戸IC、横浜青葉IC/JCTは首都高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です。

別表4：高速定額利用（周遊エリア）

番号	対象道路	対象区間
A	東名高速道路	横浜町田IC～愛鷹スマートIC
	新東名高速道路	海老名南JCT～新秦野IC(※2)、新御殿場IC～駿河湾沼津スマートIC
	中央自動車道	八王子IC～河口湖IC、大月JCT～笛吹八代スマートIC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西IC～茅ヶ崎JCT
	小田原厚木道路	全線
	西湘バイパス	全線
	新湘南バイパス	全線
東富士五湖道路	全線	

※2 伊勢原大山IC～新秦野IC間は、開通後からご利用いただけます。